

1. 議事日程第5号

(平成23年第3回大口町議会定例会)

平成23年3月23日

午前9時30分開議

於議場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで並びに議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第1号 TPPに関して慎重な対応を求める意見書の提出についてから議員提出議案第3号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第31号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第9号)(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久
会 計 管 理 者	星 野 健 一	政 策 推 進 課 長	社 本 寛

6 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
-------------	---------	---------------	---------

開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第6号から議案第28号並びに議案第30号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第2、議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで並びに議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 土田進議員。

総務建設常任委員長（土田 進君） 改めまして、皆様おはようございます。

議長さんの御指名がありましたので、去る3月9日の本会議において、総務建設常任委員会が付託を受けました12議案について、慎重に審査をいたしましたその内容と結果を、付託議案の順に御報告申し上げます。

なお、この委員会は、3月10日午前9時30分から役場3階委員会室にて、委員全員の出席と森町長以下関係職員の出席を得て開催しました。

本会議において付託を受けました議案は説明を受けておりましたので、直ちに審査に入りました。

最初に、議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について審査に入りました。この条例改正の目的は経費節減だと思うが、なぜ一部改正にとどめたのかとの質問に、非常勤特別職の見直しは、ほとんどの委員報酬が日額、もしくは1回となっており、全国的に年間で幾らという決め方に疑問が呈されており、金額の見直しというよりは、積算の基礎として1回当たり5,900円にそろえたとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第6号は採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について審査に入り、質疑もなく、議案第7号は採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第8号)(所管分)の審査に入りました。本年度の職員研修事業の研修開催委託料が当初予算から240万円減額されたにもかかわらず、また23年度予算で計上されているのはなぜかとの質問に、平成20年度に職員の人事管理の観点から、人事考課を数値化して行う仕組みをつくった。職員を何ブロック化に分けて研修を行っていく計画と予備的な研修の必要性から予算を組んだが、職員の評価を点数化するのは時期尚早と判断して、本年度は研修を見送った。新年度は、政策推進のための予備的なものと人事考課の数値化に取り組んでいきたいので、全額を昨年度と同額計上したとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第12号は採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)及び議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第3号)の審査に入り、いずれも質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算(所管分)の審査に入りました。歳入では、町内の大企業で、新年度法人町民税の納付が見込めない法人はどれくらいあるのか、また大口町でも大企業に対して事業所税を徴収できるよう国などに働きかけるべきではないかとの質問に、町の法人税で来年度見込みゼロの企業はあると思うが、見込みを予測するのは難しい。また、人口規模にかかわらず事業所税を徴収することは考えていないとの回答でした。

歳出では、議員年金制度改正で、議会費の支出増はどの程度になるのか、この措置は何年先まで続くのかとの質問に、議員年金制度の廃止に伴う公費負担分は、全国の総額から推計すると、大口町では、23年から30年までの8年間で1億3,000万円程度支出増と推計している。なお、この措置は年金受給者がなくなるまで続くとの回答でした。

町民活動センター活性化事業と町民活動プレセンター「まかせて広場」活性化事業は、いずれも委託料で事業名も似ているが、その内容はとの質問に、町民活動センター活性化事業は、

町のふるさとづくり基金を活用して各種団体との協働事業として行う事業で、21年から旧地域振興課の事務所、フロアを使って町民活動センターとして運用しているものです。また、町民活動センター「まかせて広場」活性化事業は、県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用して町が県に対して申請するもので、町民活動センターに職を求める人を採用し、町民活動センターに常駐させるものとの回答でした。

各区の街灯のLED化を22年度に35基取りかえたのはどのように行ったのか、費用は幾らかかったのかとの質問に、従前の蛍光灯の器具を取り外してLEDの器具に取りかえた。交換費用については、1基2万円弱でできたとの回答でした。

余野駐輪場に不法投棄ではないかと思われる自転車が多く見られるので、整理してはどうかとの質問に、曜日を決めてワークセンターと町の交通指導員で現地の整理を行う。長期間にわたる放置自転車は、合法的に撤去、処理していくとの回答でした。

集会施設整備補助金とはとの質問に、集会施設整備補助金は、集会施設整備補助金交付要綱にかなう集会所の新築・改築・修繕等、要綱に該当すれば、本体事業費の3分の2を補助する補助金であるとの回答でした。

巡回バスの財源内訳のうち、市町村振興事業費補助金が計上されていることがコミュニティーバスへの補助金なのかとの質問に、市町村振興事業費補助金は、コミュニティーバス専用の補助金ではないが、本町ではコミュニティーバス事業として申請し、補助を受けている。また、コミュニティーバス事業では、東海4県で愛知県だけが補助制度がないとの回答でした。

また、大型バスを1台導入されたが、導入効果はあったのか、もう1台導入する予定はあるのかとの質問に、朝の限られた時間で積み残しに遭うことがなくなったことは、この大型化が功を奏している。さらなる車両の大型化は、道路事情、経費等の問題もあり、検討していくとの回答でした。

外坪地区生ごみ堆肥化はどのようなことをするのかとの質問に、町内の保育園にある4台の機械のうち2台を借り、自転車置き場程度の雨よけと電気配線工事をして、地区による生ごみ回収を試行的に実施するとの回答でした。

悪臭調査委託料はあるが、騒音調査は考えていないのかとの質問に、騒音調査は町で測定器を持っており、要望があれば対応しているとの回答でした。

農業地域人材育成事業とはとの質問に、緊急雇用対策事業のため、ハローワークで職を探している人に案内をして、将来、町内を含め近隣で農業をやっていくという方を対象に2名募集して、一般的には、農業関係の研修を行っている人材派遣会社に委託するとの回答でした。

中小口の国土調査事業は、23年度中にどの程度まで予定しているのかとの質問に、22年度に一筆調査、地積測量を済ませ、23年度に面積測定、公告縦覧、最終の認証まで済ませ、事業は

完結するとの回答でした。

斎藤羽黒線の整備はどのようになっているのかとの質問に、大口町の一番の要望として、県の建設委員会や一宮建設事務所長に要望している。地元の協力が必要であり、地元説明会を考えているとの回答でした。

橋梁点検等業務委託料はどのようなものなのかとの質問に、今年度と来年度で、全部で37の橋梁を点検し、24年度にそのデータに基づき、計画的に改築・修繕を進めていくとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第18号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算及び議案第23号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算及び議案第24号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算及び議案第25号 平成23年度大口町土地取得特別会計予算及び議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について及び議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査に入りましたが、いずれも質疑もなく、いずれの議案も採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託を受けました12議案の審査内容と結果の報告を終わります。

議長（酒井久和君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。御苦労さまでございました。

続いて、文教福祉常任委員長 酒井廣治議員、お願いいたします。

文教福祉常任委員長（酒井廣治君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、文教福祉常任委員会の御報告をさせていただきます。

まず初めに、去る3月11日に発生しました東北・関東大震災は、きょうで13日目を迎えましたが、災害現地におきましては、食料・衣料・飲料水・医薬品の不足は大変深刻でございます。一日も早く立ち直られることを祈念いたします。

報告いたします。去る3月9日、本会議におきまして、文教福祉常任委員会が付託を受けました14議案につきまして、慎重審査いたしました。その内容を議案順に御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日午前9時30分より、役場3階の第1委員会室にて、委員全員と説明員

として森町長以下関係職員の出席を求め、開催いたしました。

議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について報告申し上げます。

国民健康保険を広域化し、後期高齢者医療ともドッキングさせ、社会保険も一元化させるのが国のねらいで、国民健康保険税を自治体の方では値上げせざるを得ない状況は、国の支払い金を減らしてきた。一方、自治体の負担もふえ、被保険者の方々の負担もふえる状況、負担を食いとめるためには、国の負担割合を引き上げることを指摘し、国が国民に対する負担増を求めるならば、自治体としては、財政の許す限り負担を被保険者に求めるべきでないとの問いに対しまして、国の負担割合の減につきましては、国保の制度、国保の周りの制度が変わり、老人医療、退職者医療制度、介護保険制度ができたことにより、介護納付金を納めたり、老人医療が廃止され、後期高齢者医療にかわり、後期高齢者用の支援金支払い、同時に退職者医療制度が廃止に変わり、前期高齢者交付金が交付され、もろもろの制度が変わり、全体の収入に占める国庫負担の割合が減った。単純に、国庫支出金の割合だけを見て国庫の割合が減ったというのは、少し違う。自治体は、繰入金をふやす考えは、町の税金をただ投入することだけではなく、一般の方の税金を投入することは、被保険者以外の方が負担をすることになり、その点につきましては慎重に検討していく。国民健康保険制度という視点から、すべて一般会計で不足を補うことは間違っていると判断しています。今回の値上げについては、いろいろな角度から検討し提案させていただいたとの答弁でした。

今回の改正で、1世帯当たり大体5,300円くらい値上げの説明でしたが、国保全体の賦課税限度額は幾らになりますかとの問いに対しまして、条例改正を提案させていただいた部分であります。地方税法施行令の改正はまだなされていない部分があり、条例改正1条で改正する部分と2条で改正する部分とに分かれ、基礎課税額は、医療分は47万円から、今回の1条分では50万円ですが、2条分と合わせて51万円。限度額は、その医療分51万円、後期高齢者支援金は12万円から、1条で13万円、2条で1万円で、最終14万円との回答です。介護給付金は、2条部分で10万円から12万円で、12万円が限度となるとの答弁でございました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正について御報告いたします。

本案は質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもちまして、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、自立支援医療受給者証についての質問に対して、障害者自立支援法に基づきまして、障害者福祉サービスの更生医療の一部の中にあり、精神障害者の方の中で診断書等々を提出することにより受給証を発行し、原則1割負担で受診できる。精神通院という部分に関するものが自立支援の受給者証

との答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について御報告いたします。

本案は質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）（所管分）について御報告いたします。

本案は質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

本案は質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

閉鎖するという質問に対しまして、後期高齢者医療が施行された以後、3年間は老人保健特別会計を設けるという規定がされ、この3月31日、今年度末をもって老人保健法に基づく特別会計の設置がなくなり、実質、今後の歳入歳出予算を伴うものにつきましては精算部分が少し残ると思いますが、23年度以降一般会計の中で処理していく。老人保健特別会計は閉鎖するとの答弁でした。

その他、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

介護認定の申請をし、介護認定審査判定の結果までの日数はどのくらいかかるかという質問に対しまして、認定審査は、自宅、施設、病院に伺い、認定審査会を月2回、第2、第4に開催し、審査会終了次第認定しているとの答弁でございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算（所管分）について御報告いたします。

歳入は一括、歳出は項目別に区切り審査いたしました。

歳入におきまして、児童福祉使用料の延長保育利用料が448万5,000円とあるが、補正予算では501万5,000円に増額されています。新年度の予算は50万円ほど低くなっていますが、延長保育料は安くなるかとの質問に対しまして、増額の補正は、実績に基づき見込みが立った段階で増額、今年度の予算はほぼ前年並み、補正と比べると若干減額。今年度の当初予算ベースで組み、延長保育料は減額していないとの答弁でした。

通常の保育料より延長保育料が高い方が、以前の質問のときに23人ぐらいあったとの答弁でしたが、現在はどのような状況ですかとの問いに対して、延長保育料を見直す段階で、通常保育料には減免制度があり、延長保育料には減免制度がないことを問題視し、平成21年度保育料、延長保育料の一括見直しの中で、延長保育料につきまして、低所得者は延長保育料免除、母子家庭、障害者のいる方は2分の1の減額、同一世帯で2人以上の方も減免制度を設定、21年度から今の通常保育料、延長保育料を設定しており、今のところ適正なものと判断しているとの答弁でした。

精神障害者の相談支援事業委託料はどのように行われるかの質問に対し、事業内容は、精神障害者の相談支援、ハートフルの地域活動支援事業の委託で、大口町単独ではなく、13市町村、近隣5市2町を含め、外部団体運営施設へ利用者割で割って委託料を市町村が支払う内容との答弁でした。

続きまして、生涯学習施設費の中の負担金及び交付金、野外活動施設周辺対策費が毎年大きな金額が出ているが、何をやられているのかの質問に対し、野外活動施設の周辺対策費で、施設の借上げ費用の対価分として200万円支払っているとの答弁でした。

樹木剪定の委託料は周辺対策費に含めるべきではないかの質問に対して、交付金は、土地を借りている部分と対策費を兼ねて交付金として交付している。樹木剪定の委託料は別の方で計上との答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算について御報告いたします。

質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました

議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について御報告いたします。

本案も質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものといたしました。

議案第22号 大口町介護保険特別会計予算について御報告いたします。

本案についても質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 大口町社本育英事業特別会計予算について御報告いたします。

本案は質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御報告いたします。

本案につきましては、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました14議案の審査の内容と結果報告を終わらせ

ていただきます。

議長（酒井久和君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。御苦労さまでございました。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第6号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第7号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 議案第8号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず一般質問でわかったことは、国保税の滞納世帯数が610世帯にも上ることがわかりました。また、資格証明書発行世帯、短期保険証発行世帯の中には、18歳未満の子供さんに対して6ヵ月の短期保険証が発行されているということもわかりました。国保税が上がれば上がるほど滞納世帯がふえていく。滞納分は、結局のところ払える世帯にしわ寄せがいく。まさに悪循環だというふうに私は思います。こうなった最大の原因は、国の負担割合が減少しているからであります。

統計がありますけれども、市町村国保の収入に占める国庫支出金の割合を見てみますと、1984年ですから昭和59年になると思いますが、49.8%、それから10年後の1994年には35.9%に落ち込んでおります。それから2004年、さらに10年後、34.5%、そして私の手元にある最新のもの2008年でありますけれども、24.1%となっております。国に対して、国庫支出金の負担をさらに増額するように求めていくべきだというふうに私は思っております。

それから、年金、給与を見ていきますと、この10年間にわたって減少しております。そういう中で保険税が上がるということでは、生活は苦しくなるのは当たり前であります。こういうときだからこそ、値上げをしないようにすべきであります。値上げを食いとめることは本当にできないのかどうか、これはよく見ていかなければなりませんけれども、国保の財政調整基金6,700万円のうち新年度の予算では1,500万円の取り崩しがありますけれども、さらに1,500万取り崩せば、まず新年度の値上げは食いとめることができます。それをやらないにしても、一般会計からの繰入金を増額する、こういう方法もあります。こうしたことを行うことによって、今本当に苦しんでおられる人たちに温かい手を差し伸べていく、こういうことが求められます。

一番最初に言いましたけれども、国保税の滞納世帯が610世帯ですけれども、これは国保加入世帯の2割を超える状況であります。もう既にそんな状況がある中で、値上げは当然すべきではない、これは統計が物語っていると私は思います。ぜひとも議場におられる皆さん方も、この国保税の値上げには反対していただきますようによろしく願いをして、私の討論といたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の大口町国民健康保険税条例の改正につきましては、本町国民健康保険の被保険者の医療費に対する保険給付額の増加と介護給付及び後期高齢者医療に対して、保険者として納付す

べき1人当たりの金額が引き上げられることなどに伴って、現状のままでは税収不足となるため、医療分、介護分及び支援金分の各賦課限度額、税率改正を行うものであります。

景気が低迷を続ける中で、被保険者の負担はますます重くなっていますが、一般会計からの繰入金追加や財政調整基金繰入金を投入するなど、負担を加入者だけに押しつけるのではなく、状況に応じた措置がとられているものと判断します。

将来的に保険制度を維持するためにも、被保険者にある程度の負担をしていただくことは必要であり、適正な改正と考えます。よって、議案8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について賛成するものであります。今後も本町における国民健康保険の円滑な運営をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第8号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定すること賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第9号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第10号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第11号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第8号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第12号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第13号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 説明にありましたように、この会計は閉鎖するという答弁があったわけであり、私は、この会計を閉鎖すべきではないという立場であります。

後期高齢者医療が始まって、この老人保健制度そのものが運用しなくなってしまったわけですが、後期高齢者医療制度が始まって何が行われるようになったのかというと、75歳以上の方、また65歳以上の一定の障害のある方に対して新たに保険料を負担させる。今まで社会保険等の扶養家族に入ってみえた方についても、保険料を払わなければならなくなってしまった、こういうことが言えます。しかもその保険料は年金から天引きされている、こういうことでもあります。

私は、この後期高齢者医療制度については、まずもとの老人保健制度に戻すべきだというふうに考えているところであります。これは日本共産党の考えでもありますし、また以前は、民主党なども政権をとられる以前は、この老人保健制度に戻すということをおられた、そういう経過が実はあるわけであり、

さて、後期高齢者医療制度はどうしてつくられたのかということでもありますけれども、実は、厚生労働省のお役人が言っているわけですが、医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくことにしたというふうに説明をしているんです。本当にひどいことでもあります。後期高齢者医療制度は、さらに今ある健康保険制度の一元化が目標であって、これは一つの通過点にすぎません。さらに国民に負担増を押しつけるものになっていく、これは明らかであります。よって、この会計の閉鎖には私は反対をするものであります。どうか議場の皆さん方には反対していただきますようによろしくお願いを申し上げて、私の討論を終わります。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 岡孝夫議員。

4番（岡 孝夫君） 議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算につきましては、平成20年3月末日をもって廃止された老人保健制度の医療費請求について、平成20年の1月から3月の診療分について医療機関の請求誤りがあったので、この返納金の追加を受けたものを一般会計繰出金に追加するもので、その措置は適正な取り扱いとなっている補正予算であり、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第14号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(酒井久和君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第15号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第16号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第3号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第17号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算に反対の立場で討論を参加させていただきます。

まず歳入についてでありますけれども、この議会中に東日本大震災ということで、そういった地震があったわけですが、既に町内の企業の中には、操業が一部とまっている企業も実はあるようです。私もそういう情報を聞いておりまして、非常に心配をしているところです。トヨタ自動車も22日まで操業はやめるんだというようなことだったんですけど、さらにそれを延長させるということを行っていますよね。それにもやっぱり関連しているようで、町内の企業、全体ではないみたいなんですけれども、部署部署によっては、自分は今仕事に行っていないんだと、春休みみたいな状態になっているんだというような声も、実は僕は何人かの方から伺っているんです。ですから、そういう意味では、町民税の中でいう法人町民税等々についてもよくよく見ていかないと、大口町においても影響を受けるのではないかとということを非常に私は危惧しているんです。

先ほどの委員長報告の中の質疑の中にも、若干そういうことを踏み込んだことだったのかどうかは私はわかりませんが、しかし町内の状況を見ると、そういう声が現実に私のところにも寄せられてきているし、またいろんなところでお話を伺ってみると、かなり地震の影響というものは受けるのではないかとということが言われております。ですから、ぜひ今後も財政運営と申しますか、そういう状況等もよく見ていただいていく必要があるのではないかと申すように思います。

それからもう1点言いたかったのは、今政治は、減税減税で減税ばかりですよ。今度行われた県知事選挙も、名古屋の市長選挙も、減税ばかりでその勢力が大勝利したわけですが、そういう点でいくと、大口町も実は率先して平成15年から都市計画税を減税している、税率をゼロにしている自治体ですね。これは平成10年ぐらいから徐々にやりましたけれども、0.3%の税率をかけていたわけですが、これを0.2%だったかな、それから0.15%にしたんですね。今まだ条例上は実は0.15%と書いてあるんです。インターネットで条例を検索すると、ゼロにはなっていないんですよ、条例上は。しかし、当分の間はゼロにするということになっておるものですから、多分それは附則か何か、これは省略されてしまっているものですから、なかなかそういう状況がわかりにくくなっているんですけれども、実は平成15年から税率がゼロになっている。ここら辺も、その部分の条例については非常に大事な部分ですので、

インターネット等においても省略せずに、きちっと明確に載せるべきじゃないかというふうに私は思うんですけども、これは見ておっても絶対わからないんですね。しかし、そういったことも御指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、歳出の方でありますけれども、巡回バスも本当に順調に、皆さん乗られる人がふえてきているなということを私自身も感じます。バスが大型化したことによって、どういう声があるのかというと、非常に乗りやすくなったと言われるんですね。かがんで乗らなくてもよくなってきているものですから、いずれにしても、そのバスに乗る人というのはどこかかんか悪い人が多いものですから、そういう意味では、バスが大型化して非常に乗りやすくなったという声もあります。

あとはバスの停留所を本当にきちっと整備していただけるとなおいという声も聞きます。例えば道路を改良する際には、例えばバス停があるようなところであるのならば、危険でないような状態でバスが待てるようにするだとか、いろいろそういう方策も、一遍にそれをやれということには多分ならんとは思いますが、しかし、そういったことも私は必要になってくるんじゃないかというふうに思います。ぜひそうした観点も、巡回バスについては持っていたきたいというふうに思います。

それから、母子通園事業のことについてもお話をさせていただきます。

母子通園事業については、一環して給食費等々については自己負担だよというような形になっているわけですが、しかし、これは児童手当が入ってきている、子ども手当が入ってきているから負担するのは当然だということではなくて、それは母子通園事業のために児童手当なり子ども手当なりが支払われているわけではなく、子供を健やかに育成していくために子ども手当や児童手当等々がこれまでも支給されてきた経緯があるわけですので、ぜひこうしたものについては無料にすべきだというふうに私は思います。

特に障害のあるお子さんを抱えて、例えばパートに行くことというのは、本当になかなか難しいことだと私は思うんですね、そういう意味では。だから、働けといたってなかなか働きに行けない、そういう立場にある方からさらに負担を求めるといのは、私はいかがなものかというふうに思います。

それからもう一つ、自分の委員会だったわけですが、延長保育料、これについても本会議の質疑の中でも明らかになりましたけれども、およそ4割の人が延長保育を利用してみえる、こういう状況に今なっております。4割の人が延長保育をせざるを得ない状況になっている。それだけ家計もどんどん苦しくなっている。働かなければ食べていけない、こういう声も寄せられているところであります。ぜひこの延長保育料は廃止をする、そういうことが必要だと私は思います。

もう一つ考えられるのは、例えば延長保育時間を見直すということも私は考えてもいいんじゃないかというふうに思います、まず。私は廃止するのが当然だと思いますけれども、町としてもぜひそこら辺のところはお考えをいただきたいと思います。

それから、国民健康保険や後期高齢者医療に対する繰入金の問題でありますけれども、国民健康保険に対するその他一般会計からの繰入金は、新年度は6,000万円から7,500万円に引き上げたわけでありますけれども、しかし、これだけでは足りない。私は、国保税を値上げすることは断固として反対でありますし、この値上げを食いとめるためには、一番の根本で言えば、先ほども申し上げたとおり、国の負担金の割合を引き上げる。金額だけで見ているとわからなくなっちゃうんですけれども、割合で見ると一番わかりやすいわけです。その割合を引き上げていただくことも必要ですけれども、しかし、国がそれをやらんのであれば町がやらなければならない、私はそういうふうに思います。そういう意味では、その他一般会計からの繰入金、こうしたものは私は増額すべきであるというふうに考えます。

それから、もう一つ僕が言いたかったのは、一般質問でも追及ができなかったんですけれども、防犯灯です。要するに、防犯灯の設置費や電気代というのは、一体地元負担があるのかないのかわからないような状態に今なっていると思うんです。一括交付金化されることによって、一体どういうふうにこの負担はなっているのか。それぞれの自治区にそれはお任せするというような状態になっているわけですが、しかし、少なくとも地方自治法の第2条の中には、住民の福祉や健康や安全等々を保持していかなければならない、そういったことが地方自治体としての責務として書かれているというふうに私は理解していますし、そういうものを実現するために当然森町長も仕事を行ってみえると思いますけれども、しかし、一括交付金化することによって、一体どこにその責任の所在があるのかが非常に見えにくくなってしまっている状況が私はあるんじゃないかというふうに思うんです。これは、これから進められようとしている地域主権という物の考え方の中にも、要するに補助金を全部撤廃して一括交付金化していく、まさに同じことを国も今やろうとしているわけですが、そのことによって、それぞれの事業に対する責務は一体どこにあるのかということが薄れていってしまっているということが私は言えるのではないかと思うんです。

ですから、そういう意味では、防犯灯というのは地方自治体の当然の責務であると、それぞれの自治体がきちんと責任を持ってまちを明るくしていく、犯罪を防止するためにまちを明るくしていく。そういう仕事は、地方自治体に仕事としてはあるんだということをやっぱり明確にさせていただくためにも、防犯灯等々の補助金についてはきちんと明確にしていく、補助金じゃないですね、町が全額負担をしていく、そういった立場にぜひなっていたきたいということをお願いして、私の討論とさせていただきます。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 今、吉田議員さんの方からいろいろ要望といたしますか、反対討論が出ました。私どももいろいろテレビ、新聞等で東北大震災、今これは日本ばかりでない、この状況というのは世界じゅうに流れていて、一日も早い復興というようなことで、日本はおろか世界が今動いておっていただくところでございます。

吉田議員が本当に心配されることもあります。しかしながら、やはり下ばかり向いておってはいけないというようなことで、大村県知事も行事もあんまり自粛しちやいかん、もっともっとやって景気を回復しようというような発言もされて、大阪の橋本知事とも会談をされておる。そんなような様子、あるいは吉田議員が言われたように、町内の防犯灯についても委員会の方でも取り上げていただきました。いろいろ町としても取り組んでおっていただくし、また一括交付ということで、その責任をどこに持っていくかというようなこと等も、今後の住民との意見交換の場でそんなところが煮詰まっていくんじゃないかなろうかというふうに私は思っております。

本当にこの大口町の財政というのは厳しいものでございますけれども、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成23年度における一般会計の予算規模は93億6,000万円で、前年度と比較しまして20億6,000万円、率にしまして28.2%の増加となっております。

この主な要因といたしますのは、関係各位の御努力と御理解によって、去る3月3日、起工式が取り行われました南小学校建設事業に約23億円を計上したことによるものです。しかも少子高齢化社会を迎え、社会保障費が増加の一途をたどっており、その制度維持と財源確保、さらには懸案事項であった小口線の延伸や余野1号公園、中小事業者の融資保証制度の拡充など、その他の項目においても相当苦慮をされた姿は、この予算を通じて見て取ることができます。それは、個々の施策を考えれば、それぞれに目的があり受益者がいることから優先順位をつけることは難しいものでありますが、こうした経済情勢の中では、あえて苦渋の決断を下さなければならない場面があるかと思ひ、こうしたことが着実に行われているあかしであります。

確かに、100年に1度と言われる、かつて経験したことがない極めて厳しい経済情勢が徐々に回復基調にあるものの、依然として行財政運営を取り巻く環境は厳しい状態が続いております。こういった状況において、経営計画書の策定や予算配分など、政策にめり張りをつけた取り組みが迅速化されております。このような取り組みによって、先人から受け継いできた資産が有効に活用され、短期間にこれだけの施設整備を進めながらも、健全な財政運営が堅持され

ているものだと確信をしております。議会としても、一層の住民福祉の向上を目指すために、こうした取り組みに理解を示し、評価をしつつ、今後も高所大所に立った施策議論を進めなければならぬものと思います。

したがいまして、幅広い分野に目くばせをして、現段階における精いっぱい予算配分が適切に行われているものと私は判断しており、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算に賛成するものでございます。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第18号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第19号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

内容は、議案第8号の国民健康保険税条例の改悪のところで述べたとおりでありますけれども、つけ加えさせていただきますが、一般会計からの繰り入れの増額、そして国保財政調整基金をもう少し取り崩せば、この値上げは食いとめることができるというふうに考えております。

さらに一般質問の中でわかってきたことは、保険証が交付されていない世帯が非常に多くなってきている。それから、短期保険証の世帯も非常に多くなってきている、こういうことがわかりました。資格証明書の世帯は18世帯、22人の方に資格証明書が渡っています。それから短

短期保険証、これは短いになると1ヵ月か2ヵ月ぐらいの単位になるんですかね。短期保険証が90件、209人に渡っている。さらには18歳未満の子供さんに対しても、53人の人に短期保険証、6ヵ月の短期保険証ですね。こうしたものが発行されていることもわかったわけでありませぬ。

こうしたことは、非常に悲しい御報告であったというふうに私は思っているところであります。少なくとも、18歳未満の子供さんに対して短期保険証を発行するなどということはないようにしていただきたい。こういう要望もしておきたいと思ひますし、値上げすれば値上げするほど滞納してしまう人がふえていく。滞納する人がふえれば、またさらに資格証明書や短期保険証の世帯がふえていってしまう。この悪循環をどうやって乗り越えるのか、ここのところに心血を注いでいただきたい。それにはやはり、一番最初に申し上げたように国に負担率を引き上げていただく、これしかないのであります。私はそういうふうに考えております。よって、今回のこの国民健康保険特別会計予算には反対の立場であります。以上であります。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険特別会計は、支出額に応じて収入額を確保しなければならない特色を持っております。このことは、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動するものであり、収入がないからといって支出額を抑えることはできないものであります。一般会計のように収入の見込み額によって事業の調整をし、収支の均衡を図ることはできません。

こうしたことから、平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算につきましては、議案第8号で提案された医療分、後期高齢者支援分及び介護納付金に係る税率等の改正が反映された内容になっており、国民健康保険を運営する上での必要な財源を確保し、制度を維持すること、世代間の支え合いによる介護保険並びに後期高齢者医療への負担をしていくものなど、適正な予算計上と判断いたします。また、人間ドックや特定健診など、被保険者の健康の維持・増進、医療費適正化にも配慮した予算となっており、この議案に賛成するものであります。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第20号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、医療制度の一元化、この一通過点としてつくられた制度がこの後期高齢者医療制度であるというふうに考えております。

また、この一元化の目的でありますけれども、何が目的かと国は言っているかということ、給付と負担の公平化ということを盛んに言うんです。これを聞くといかにも、何か平等なふうに聞こえてくるわけですがけれども、ところが落とし穴があるんです。これは、被保険者の方々の収入というものを考えていない。要するに、収入に関係なく、たくさん医療費を使う人にはたくさん負担をしてもらって、これが給付と負担の公平化の中身であるというふうに私は思っています。つまり、病人や高齢者や障害者は、たくさん医療費を使うからたくさん払うのが当たり前だということに実はなるわけでありまして。これは非常に許せないことであります。収入を度外視して、これが本当に公平だと言えるんでありましょうか。これは、医療制度をさらに崩壊させていく道に突き進む、こういうふうに私は思います。今こそ悪い道に進むのではなく、ここで立ちどまって戻ることが大切だというふうに思います。

一般質問の折にも触れましたけれども、答弁の中でもありました。大体1億円あれば75歳以上の人の医療費は無料にできるということもわかりました。お金がないからといってお医者さんに行けない状態がないように、これは子供たちだけではなく、高齢者の皆さん方にも同じことが言えるというふうに思います。そういう意味で、この後期高齢者医療特別会計予算については反対をいたします。皆さん方にも要望しておきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 岡孝夫議員。

4番(岡 孝夫君) 議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の討論をさせていただきます。

現行の後期高齢者医療制度は、医療費が急増する75歳以上の高齢者を市町村国保の被保険者とした状態では、この制度の維持が困難なことから、これを別建てとし、負担の明確化や公平性を図った医療制度であり、3年を経過する中で制度の改善も図られ、おおむね安定的に運営

されております。

その財政運営期間につきましては2年間とされており、平成23年度後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料率、被保険者の均等割額は平成22年度と変わらないので料率7.85%、均等割額4万1,844円で算定されております。また、公費負担、後期高齢者支援金、被保険者の割合は適正に行われており、高齢者の方が健康に生活していくためには必要であると考えます。

保険料に係る特別軽減対策につきましても、平成22年度に引き続き、保険料の均等割額を9割、8.5割、5割、2割の減額が所得に応じてされています。これらを踏まえ、県下の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が安定的かつ持続可能な制度運営のためには必要であると考えます。

なお、この後期高齢者医療制度につきましては、平成26年度をもって廃止するというところで、国では法案等の審議が進められておりますので、制度改正については十分な注意を払い、取り組まれるよう要望して、私の賛成討論といたします。以上です。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第21号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第22号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第24号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成23年度大口町土地取得特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第25号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第26号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の

変更について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第27号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第28号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第30号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号について(討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第3、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第29号の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号の採決に入ります。

本案は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

会議の途中ですが、10時55分まで休憩といたします。

(午前10時47分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までについて(提案説明・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第4、議員提出議案第1号 TPPに関して慎重な対応を求める意見書提出についてから議員提出議案第3号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についてまでを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号及び第2号について、宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 議員提出議案第1号 TPPに関して慎重な対応を求める意見書提出について読み上げます。

議員提出議案第1号

TPPに関して慎重な対応を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月23日提出

提出者 大口町議会議員 宮田和美

賛成者 大口町議会議員 田中一成

賛成者 大口町議会議員 土 田 進
賛成者 大口町議会議員 吉 田 正 輝
賛成者 大口町議会議員 木 野 春 徳
賛成者 大口町議会議員 倉 知 敏 美
賛成者 大口町議会議員 宇 野 昌 康

ＴＰＰに関して慎重な対応を求める意見書

政府は、昨年11月9日に「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始する」とした方針を閣議決定し、関税撤廃を原則とするＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）参加を表明している。

日本がＴＰＰに参加することとなれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も、完全自由化されるのは避けられない。農林水産省の試算では、日本がＴＰＰに参加した場合、米の生産は9割減少、食糧自給率は40%から13%へ低下、農林水産業及び関連産業で8兆4,000億円の生産減、350万人の雇用が失われるとしており、わが国の農林水産業や地域社会は、壊滅的な打撃を受けることとなる。

世界では食糧需要の増大や異常気象による生産性の低下が問題化しており、食糧自給率の低いわが国にとって、将来にわたっての安定的な食糧確保がますます懸念される状況となっている。また、地球環境の保全や食の安全安心も切実に求められる時代でもある。今、わが国に迫られるのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食糧自給率を向上させることであり、農家が安心して生産の励める条件を政府の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールの確立が不可欠である。

よって、日本の農業と地域社会に重大な影響を及ぼすＴＰＰに関して慎重な対応を求めるとともに、農業の再生、食糧自給率の向上が可能になる貿易ルールの確立すること、農家が安心して生産に励めるよう価格保障・所得補償を充実させることを併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

内閣総理大臣 菅 直 人
外 務 大 臣 松 本 剛 明
財 務 大 臣 野 田 佳 彦
農林水産大臣 鹿 野 道 彦

経済産業大臣 海江田 万里

続きまして、議案第2号について朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議員提出議案第2号

住宅リフォーム助成制度を愛知県に求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月23日提出

提出者	大口町議会議員	宮田和美
賛成者	大口町議会議員	田中一成
賛成者	大口町議会議員	土田進
賛成者	大口町議会議員	吉田正輝
賛成者	大口町議会議員	木野春特
賛成者	大口町議会議員	倉知敏美
賛成者	大口町議会議員	宇野昌康

住宅リフォーム助成制度を愛知県に求める意見書

リーマンショックや円高で、地域経済が苦境に陥っています。とりわけ中小零細企業は内需や個人消費の落ち込みで、その影響は際立っています。

政府は昨年6月、中小企業のねばり強い運動を受け「中小企業憲章」を閣議決定し、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」「政府が中核となり、国の総力を挙げて中小企業施策をすすめる」として、中小企業の高い評価と行政の役割を明記しました。しかし、第2次補正予算は、大型公共事業や海外戦略中心で、経営悪化と所得低迷にあえぐ中小企業・庶民にはあまりにも冷たい内容となっています。

そのような中、全国の多くの自治体で、地場中小零細企業の仕事づくりや地域起こしの制度として、住宅リフォーム助成制度が注目を集めています。この制度は、住民が地元建設業者等に依頼して住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することにより、住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用改善に寄与しようとするものです。

秋田県が昨年3月から、住宅の増改築・リフォーム工事に助成する「住宅リフォーム緊急支

援事業」を行っています。本制度は県民から大歓迎を受けて、12月末現在で13,429戸の申請と
なっています。秋田県の地元紙は「波及効果は500億円を超える」と報じています。

蒲都市は、平成22年度の9月補正で2,000万円を計上しました。市内の業者に発注で、工事
費の1割(限度額20万円)が助成されます。市の広報がまだ届かないうちから問い合わせや申
請が集中し、予算が足りなくなり、臨時議会でさらに5,000万円を増額して対応しております。

このように、住環境の改善、地域経済の活性化、雇用の創出など、極めて大きな経済効果が
期待される「住宅リフォーム助成制度」を愛知県も設けることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 大村 秀章

以上でございます。

議長(酒井久和君) 議員提出議案第3号について岡孝夫議員。

4番(岡 孝夫君) それでは、議長の御指名に従い、議員提出議案第3号について朗読をも
って説明させていただきます。

議員提出議案第3号

大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出
する。

平成23年3月23日提出

提出者	大口町議会議員	岡	孝	夫	
賛成者	大口町議会議員	吉	田	正	
賛成者	大口町議会議員	柘	植	満	
賛成者	大口町議会議員	酒	井	廣	治
賛成者	大口町議会議員	丹	羽	勉	
賛成者	大口町議会議員	齊	木	一	三

大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師・看護師

などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、医師・看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっている。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師などの不足が深刻化している。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切である。そのために医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

よって、国においては、医師・看護職員などの大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	西岡武夫
内閣総理大臣	菅直人
厚生労働大臣	細川律夫
総務大臣	片山善博
財務大臣	野田佳彦

以上をもちまして、議員提出議案第3号についての説明とさせていただきます。

議長(酒井久和君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までについては質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第1号 TPPに関して慎重な対応を求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (酒井久和君) 岡孝夫議員。

4 番 (岡 孝夫君) T P P に関して慎重な対応を求める意見書の提出について、反対の立場から討論させていただきます。

我が国は資源の乏しい加工貿易国であり、自由貿易体制の維持・強化は、我が国の持続的成長と新興国、発展途上国を含めた世界経済の発展にとって絶対不可欠な要件であります。

我が国は F T A 締結で大きくおくれをとり、輸出産業は国際競争上、著しく不利な状況に追い込まれております。関税などの差異により、競争条件に格差のある状況が続きますと、企業の海外流出などを誘発し、雇用の喪失を招くことも懸念されているところであります。よって、自由貿易体制の強化と国際競争力の確保を図るため、政府は早期に T P P 参加表明を行い、参加交渉に着手していくべきであります。

なお、我が国においても同時に農業政策等の強化が求められることは当然であります。農林水産業の再生を図るとともに、6 次産業化や、製造業を初めとする農商工の連携を進めることにより食の安全と安定を確保する視点から、自立した強い農業、国際競争に耐え得る強い農業、環境に優しく安全な食品を供給する強い農業を目指して改革を推進すべきであります。

過去に学び、農業を衰退させ、貿易でも不利な条件に陥るようなことは繰り返すべきではありません。政府は積極的に参加表明を行い、交渉に臨むことによって、環太平洋地域における自由貿易体制を前進させるべく、責任を果たしていくべきと考えます。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長 (酒井久和君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (酒井久和君) 木野春徳議員。

1 2 番 (木野春徳君) T P P に関する意見書提出について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この意見書の下段にあるように、T P P に関して慎重な対応を求めるとともに、農業の再生、食料自給率の向上が可能になる貿易ルールを確立すること、農家が安心して生産に励めるよう価格保障、所得補償を充実させることを要望しているもので、T P P への参加を真っ向から否定しているものではありません。関税撤廃後も我が国の農業が衰退することなく、安心して農業を営める政策の充実を T P P への協議参加の前提として、もしくは同時並行的に求めているものであり、私はこの意見書に賛成いたします。以上です。

議長 (酒井久和君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第 1 号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(酒井久和君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号 住宅リフォーム助成制度を愛知県に求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第2号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第3号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第3号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第5、議案第31号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(森 進君) 議長さんのお許しをいただきましたので、今回追加上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第31号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第9号)であります。

歳入歳出の総額は変わりませんが、歳出の内容を変更するものであります。

以上、追加上程議案の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒井久和君） 総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第31号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第9号）について、その内容を説明させていただきます。

歳入の補正はありませんので、歳出の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目2.政策推進管理費300万円の増額は、東北地方太平洋沖地震被災地義援金であります。

義援金の送り先については、各被災地に分けるとそれぞれの額は少なくなりますが、福島・宮城・岩手の3県にそれぞれ70万円、やろ舞い大祭創設時より御縁がある釜石市に90万円を災害復旧費として各自治体に寄附する予定でいます。

ただし、現地の混乱が続き、受け入れが確定していないところもあり、今後調整させていただきます。

次に、款7.項1.商工費、目2.観光費110万円の減額については、このたびの震災被害を受け、例年実施しておりました役場南側の五条川桜ライトアップを自粛、中止することによる減額であります。

款8.土木費、項4.都市計画費、目4.公園費40万円の減額は、同じく堀尾跡公園の桜ライトアップを中止するためのものであります。

款14.項1.目1.予備費150万円の減額は、今回の補正における義援金の財源に充てるため、減額するものです。

以上で、議案第31号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第9号）について内容説明を終わります。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 福島・宮城・岩手の3県に70万円、大口町と親交のある釜石市に90万円の予定であるけれども、受け入れ等の体制もあるので今後調整をするということですが、我が党は約1億円の募金を既に集めまして、3県に対してそれぞれ1,000万円ずつ届けております。それぞれ副知事さんなどが直接受け取られて、丁寧なお礼等もいただいているところで

ありますけれども、県については、こちらから出かければ、あるいは送金をすれば受け取る体制は既にできております。釜石市についてはよくわかりませんが、早急に、これだけの予算が成立するわけでありますので、お届けができるように調整をして、速やかにお届けができるようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） ただいま田中議員から御質問をいただきました。

連絡がとれていないのは実は釜石市でありまして、釜石市役所の方は、災対本部は翌日から動いておるんですが、交換局が津波をかぶって固定電話が繋がらないということで、災対本部の方は今避難所の運営、それから救援活動を中心にしておるということで、知り合いを通して災対本部の方へは議決後、金額が決まったらお知らせをするということで連絡をしております。

各県についてはそれぞれ振り込み先の方の調査が終わっておりますので、御議決いただければ至急振り込みたいというふうに考えております。以上です。

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） テレビ等を見ておりますと、県の方はまだしも、市町村で被災された自治体については職員自体が被災をされている、あるいは死亡・行方不明ということで、役場機能が麻痺をしている、極めて低下をしている状況の中で、一般職の自治体職員の派遣等もお願いができればしたいんだというようなことも言われているようであります。そういう意味では、直接、大口町は規模が小さいですから、一般職の皆さんをそうした救援活動に派遣するということは無理なのかもわかりませんが、一度釜石市の方に90万円を持ってだれかが行ってみて、状況等も見てくるというようなことも検討いただければ幸いかと、御要望だけ申し上げておきます。

議長（酒井久和君） 答弁はよろしいですか。

2番（田中一成君） 要望だけです。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） やろ舞い大祭以降、何か釜石市と親交があるということですが、その点についてもうちちょっと細かく教えてください。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） ただいま経緯の方を丹羽議員から御質問をいただきました。

やろ舞い大祭の方は、平成9年ぐらいだと思いますけれど、まちづくりの一環として何かま

ちの中に核になるものはないかということで研究が始まりまして、その折に先進地をいろいろ調べている中で、今回、陸前高田市も津波をかぶっておりますけれど、陸前高田市が全国の太鼓を集めたフェスティバルをやってみると。それから、釜石市がまちの皆さんが主体となってお祭りを立ち上げてみえるという事情がありまして、その2カ所に最初出向いております。

その中で、やはりまちの皆さんが立ち上げたということで、釜石市が非常にうちのまちに合うんじゃないかということで、その後親交が始まりまして、そういったノウハウ、それから遠く離れていますので、当時はまだ物流がそんなに進んでいなかったものですから、海産物を届けていただいて、朝市等にそういった品物を出して最初の朝市を支えてきたというような経緯があります。そういった中で、また伝統芸能等のことにも御尽力いただける方がありまして、今やろ舞い大祭と伝統芸能という二つのものが、このまちでまちの皆さんを中心に立ち上がっておるといふ経緯がありますので、今回釜石市を選ばせていただいております。以上です。

議長（酒井久和君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第3回大口町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

（午前11時25分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 酒 井 久 和

大口町議会副議長 木 野 春 徳

大口町議会議員 倉 知 敏 美

大口町議会議員 宇 野 昌 康

写

平成23年3月10日

大口町議会議長 酒井久和様

総務建設常任委員会

委員長 土田 進

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
第6号	大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第7号	大口町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第12号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第8号)(所管分)	原案可決
第16号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
第17号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第18号	平成22年度大口町一般会計予算(所管分)	原案可決
第19号	平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算	原案可決
第23号	平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
第24号	平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算	原案可決
第25号	平成23年度大口町土地取得特別会計予算	原案可決
第27号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
第30号	大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決

写

平成23年3月11日

大口町議会議長 酒井久和様

文教福祉常任委員会

委員長 酒井廣治

文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
第8号	大口町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第9号	大口町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第10号	大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について	原案可決
第11号	大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について	原案可決
第12号	平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）（所管分）	原案可決
第13号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第14号	平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第15号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第18号	平成23年度大口町一般会計予算（所管分）	原案可決
第20号	平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算	原案可決
第21号	平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第22号	平成23年度大口町介護保険特別会計予算	原案可決
第26号	平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算	原案可決
第28号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決